

静岡市多文化共生のまち推進条例 パブリックコメント結果について

観光交流文化局国際交流課

「静岡市多文化共生のまち推進条例」案の骨子について、「静岡市市民参画の推進に関する条例」の規定に基づき市民意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。

提出のあった意見の概要は以下のとおりです。

パブリックコメント実施概要

- 意見募集期間 2022（令和4）年1月26日（水）～2月25日（金）
- 配付（閲覧）場所 市国際交流課、各区の市政情報コーナー、市ホームページ
- 意見の提出方法 郵送、文書の持参、ファクシミリ、電子申請
- 資料の言語 日本語、英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語、やさしい日本語

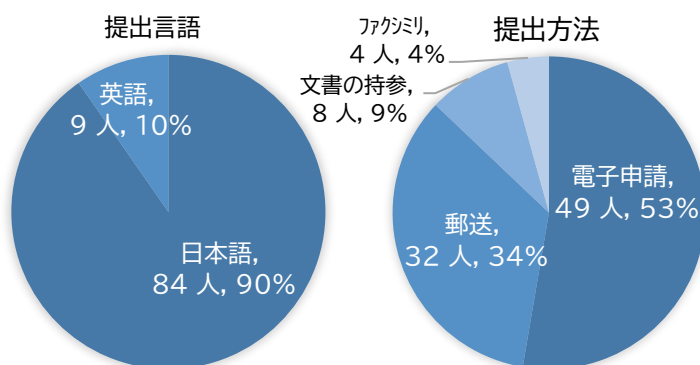
1 意見提出状況

提出者数 93人

（内訳）提出言語－日本語	84人
英語	9人
提出方法－電子申請	49人
郵送	32人
文書の持参	8人
ファクシミリ	4人

意見数 236件

（内訳）設問1	92件
設問2	144件



2 意見の概要

(1) [設問1] 多文化共生の必要性について

外国人住民が増加する現状等を踏まえると、様々な理由から、本市で多文化共生を進める必要性は高いというご意見を91人からいただきました。

問：静岡市で、多文化共生を進めることは、必要だと思いますか？

理由		
ア. 思う	91人	別紙一覧表のとおり
イ. 思わない	1人	〃
ウ. わからない	0人	
無回答	1人	
計	93人	

(2) [設問2] 条例案骨子への意見について

骨子への賛成意見17件、「生活環境の整備」についての意見17件など、延べ144件のご意見をいただきました。

【意見の概要と市の考え（案）】

- ア. 「基本理念」で用いた「社会的包摂」、「多様性」などの語句に注意が必要とのご意見がありました。基本理念は、その主旨を変えず、明確な表現に修正します。
- イ. 「施策の柱」とした「生活環境の整備」「教育の充実」「地域における交流促進」「人材の育成」について、具体的な事業提案を数多くいただきました。今後策定する「多文化共生推進計画」に登載する事業検討等に役立たせます。
- ウ. その他、差別の解消や外国人住民の移住・活躍促進など、条例が制定された際の啓発等、今後の施策推進にあたって参考となるご意見を数多くいただきました。
- エ. 「多文化共生のまち」を目指す意義をご理解いただいた一方で、その実現のために市民への周知が重要であるとのご意見がありました。まずは条例制定を契機にした啓発を行います。

問：〔資料2〕「静岡市多文化共生のまち推進条例」案の骨子について、意見をお書きください。

意見の内容 ※詳細は別紙一覧表のとおり		市の考え(案) A：条例に反映する B：今後の施策の参考とする C：その他、感想など 参考として受け止める
1. 条例案骨子への賛成意見	17件	C
2. 条例制定への反対意見	1件	C
3. 「定義：多文化共生のまち」	2件	C
4. 「基本理念」(語句・表現以外)	2件	C
5. 「基本理念」等(語句・表現に関するもの)	6件	A
6. 「基本理念」等(語句：「静岡人」)	8件	C
7. 「市の責務」	1件	B
8. 「市民の責務」	2件	C
9. 「事業者・団体の責務」	3件	B
10. 「施策の柱」全般	10件	B
11. 「生活環境の整備」	17件	B
12. 「教育の充実」	16件	B
13. 「地域における交流促進」	15件	B
14. 「人材の育成」	5件	B
15. 「多文化共生推進計画」、「多文化共生協議会」	4件	B
16. 市民の参画	3件	A
17. 差別の解消	6件	B
18. 多文化共生の課題解決	1件	B
19. 外国人住民の移住・活躍促進	7件	B
20. 多文化共生全般	4件	B
21. 静岡市の特色	1件	B
22. 条例の啓発・プロモーション	12件	B
23. パブリックコメントへの意見	1件	C
計	144件	A 9件 B 102件 C 33件

※意見の内容は自由記載を分類整理したもの。1人から複数の意見あり

3 意見を反映する主な修正(案)

意見の概要	原案	修正案の説明
◇ 基本理念等の語句 ・「社会的包摂」は、聞きなじみがなく意味が分かりづらい。 ・「多様性」は、むやみに使うと意味が通じない。	「多文化共生のまち」の推進は、すべての人が、平等で人権が尊重され、国籍や民族などで差別されず、誰一人取り残さない社会的包摂のもと、多様性を活かし、すべての人が幸せを感じることできる、持続可能なまちづくりのために行われる。	基本理念は最も重要な部分であり、難しい言葉や曖昧な表現を避け主旨を変えず、箇条書きで分かりやすく示します。 (条文) (1) 全ての人、国籍、民族等により差別的扱いをされず、多様な文化又は生活習慣が尊重されること (2) 市民が、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場面において、互いに助け合い、学び合うことにより、誰もが安心できる社会を形成すること。 (3) 多様な文化又は生活習慣により培われた知識、経験等が活かされる社会を形成すること。
◇ 市民の参画 ・日本人、外国人それぞれの気持ちや声を聞いて取り組んでほしい。	多文化共生推進計画 市民の意見、多文化共生協議会の意見を聞いた上で、多文化共生推進計画をつくる。 多文化共生協議会 協議会は市長に意見することができる。	市民参画推進条例で、規定があるものの、この条例においても、計画策定・変更時の市民意見の反映や、審議機関としての多文化共生協議会(日本人、外国人双方の委員構成)の規定を明確に示します。